

屋外展示・イベント利用のご案内

2023年10月 改訂

お問合せ～イベント実施までの流れ

日程の確認／企画書の提出

当該期間の空き状況を確認後、実施内容を記載した企画書をご提出下さい。
仮予約、仮押さえは承っておりません。
決定案件優先とさせていただきます。予めご了承下さい。

審査／結果のお知らせ

企画書を受理した後、7営業日以内に企画内容を審査した上、実施可否のご連絡をいたします。

利用申込書のご提出／会場決定

本資料末尾にございます「利用申込書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。
「利用申込書」受理の連絡をもって、会場決定とさせていただきます。尚、企画内容は事前に共有いただき、審査をさせていただいた上で実施可否を判断させていただきます。

事前調整①

会場レイアウト、プレスリリース、外部告知、展示・施工物のサイズやデザインなどの
企画情報の事前提出をお願いいたします。
事前確認なきものは、本番時の設置をお断りする場合がございます。

事前調整②

別送する「搬入車両および外来作業申請書・備品使用申込書」に必要事項を記入の上、ご提出下さい。

イベント実施

<お問い合わせ>

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

代官山T-SITE メディアプロモーション

担当：今岡・小森 東京都渋谷区猿楽町17-5

HP: <https://store.tsite.jp/daikanyama/floor/shop/garden-gallery/>

Tel : 03-3770-1888 Mail : event_daikanyama@ccc.co.jp

代官山T-SITE メインストリート

代官山T-SITE内でもっとも通行量の多い棟間通路
代官山T-SITE メインストリートにて
車輛展示やインスタレーションなどの屋外プロモーションが可能です。



※お取組みの内容は審査がございます。
※デザインや訴求内容は、弊社のブランディング規定に基づき調整頂きます。
※展示区画・サイズは指定がございます。

スペック

展示区画 : 2.5m(H) × 2.5m(W) × 6.0m(L) *詳細は次ページ参照

電源 : 1500W 1回路 (コンセント1口)

給排水 : 無し

備考 : 夜間の車輛留め置き・展示物設置は原則不可

■連日ご利用になる場合には都度、夜間搬出・翌朝搬入をお願いします。
夜間の車輛留め置き・展示物設置を希望される場合には、夜間警備を貴社にて手配いただき、立哨警備をお願いします。

■車両展示の場合:
エンジンをかけたままでの展示は出来かねます。
タイヤ痕を防ぐために、タイヤの下にアルミ板やカーペット等を必ず敷いて停車してください。



料金

通常利用	平日	7:00-24:00 ※	¥150,000	/日(外税)
	土日祝		¥200,000	
※搬出入可能な時間帯は、下記のとおりです。 【搬入】7:00~10:00 【搬出】17:00~24:00				
オプション区画利用		7:00-24:00 ※	¥30,000	/日(外税)
通常利用に付随した場合のみ利用可能				
超過利用	平日	00:00-07:00	¥22,500	/時(外税)
	土日祝		¥30,000	
近隣住宅への配慮のため大きな音の出る作業は不可				

展示区画 詳細情報



.....展示区画 2.5m(H) × 2.5m(W) × 6.0m(L)



.....オプション区画 2.5m(H) × 2.4m(W) × 約2.4m(L)
テントや小型車等のみ設置可 ※要事前相談

- 車輛等展示物のサイズによっては、プロモーションをお断りする可能性がございます。
- 上記区画は、車輛等展示物の設置、およびスタッフ様の立哨可能な範囲を示しています。通行されるお客様の妨げとならないよう、導線確保にご協力ください。
- 看板などの告知物については、デザイン・サイズを事前確認の上、設置可否を判断させていただきます。必ず事前に資料を提出し、許諾を得て下さい。

(重要)

- 展示区画付近の床面には、点字誘導ブロックが施されています。利用されるお客様の妨げにならないよう、十分ご配慮ください。

電源元について

店内の電源元からコードを引き、1500W 1回路（コンセント1口）を利用いただけます。

※照明などの器具を設置される場合には、明るすぎたり導線を塞いだりして

お客様のご迷惑とならないか現場検証の上、調整いただく場合がございます。



高さ制限について

「蔦屋書店 TSUTAYA BOOKS」看板(高さ約2.5m)より上に、
イベント名称や、企業ロゴなどを掲載いただくことはブランディングの観点上
ご遠慮いただいております。

車輛展示等の場合、車輛サイズによっては高さ約2.5m以上となる場合があるかと存じますが、
看板などの掲示位置が当館看板より高くなる場合には、調整いただく場合がございます。



車輛搬入・搬出ルートについて

■ 自走可能な車輛の場合

旧山手通りから、下図の導線にて車輛・展示物の搬入／設置をお願い致します。



■ 牽引（自走不可）の場合

展示区画に搬入可能な車輛は、展示車輛のみです。

資材などを積まれた車の搬入については、原則代官山T-SITE駐車場を利用頂き、

展示区画まで台車などを利用し、資材の運び込みをお願いします。

※2t車以上の車輛は入構いただけません。

代官山T-SITE 駐車場

代官山T-SITE 駐車場でのプロモーション

指定区画にて、車輛展示やインスタレーションなどの屋外プロモーションが可能です。

A 駐車場

車輛3～5台分占有(指定区画・台数は要相談)
※用途制限: 試乗車のみ利用可能



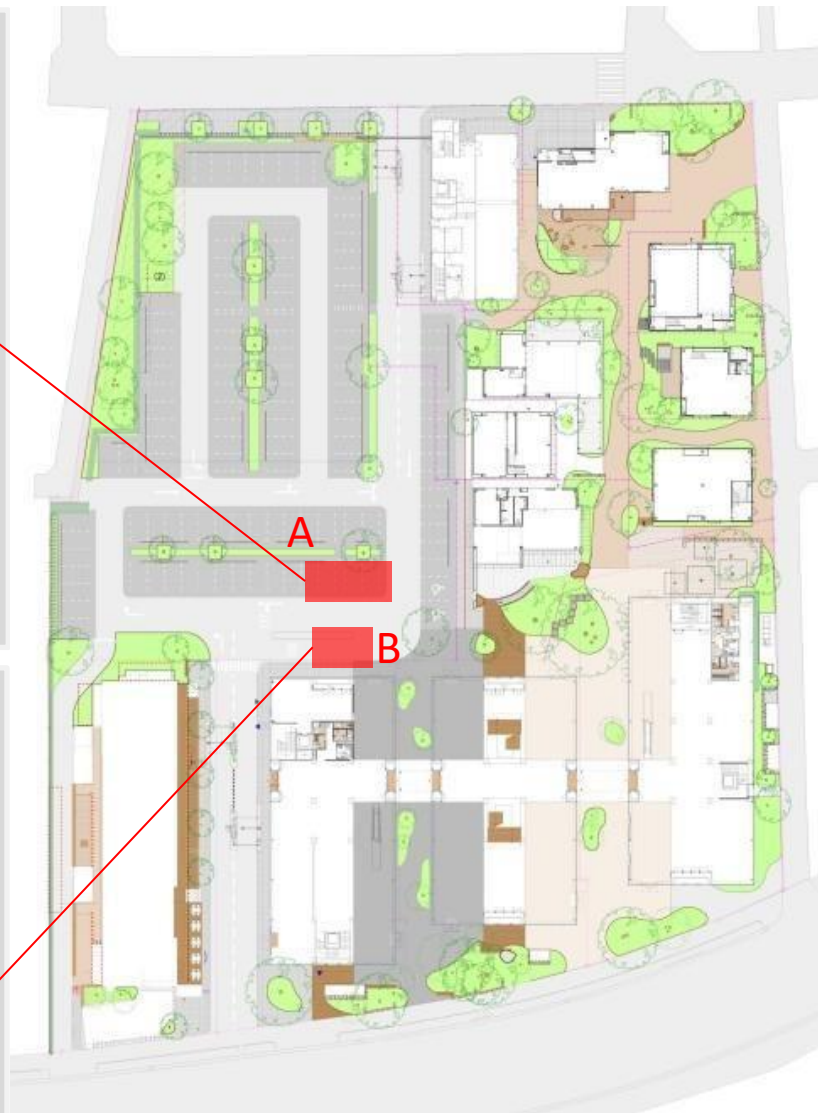
<利用料金> ※1台分の占有あたり
平日 ¥2,400/h(税込)
土日祝 ¥3,600/h(税込)

B タクシープール横

2.5m(W) × 約6.0m(L)



<利用料金>
平日 ¥150,000 /日(外税)
土日祝 ¥200,000/日(外税)
※利用可能時間: 7:00～24:00
(搬出入作業時間を含む)



※お取組みの内容は審査がございます。

事前に企画概要をお知らせ頂き、
詳細についてご相談ください。

※デザインや訴求内容は、
弊社のブランディング規定に基づき都度調整頂きます。
※メインストリート同様、
夜間の車輛留め置き・展示物設置は原則出来かねます。
※お客様の安全確保に十分ご配慮ください。

◆ オプション ◆ 屋外誘導看板の設置

指定位置にて、イベント案内や誘導看板などを設置いただけます。



<p>● 貴社手配看板 設置</p>	<p>会期中終日</p>	<p>¥100,000/日(2箇所) / 日(外税)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ: W800×D350×H1400以内 / 台 ・自立式の什器をご準備ください。 ・風雨対策を施してください。
<p>● 弊社備品使用 (A3看板レンタル)</p>	<p>会期中終日</p>	<p>¥500/会期中(1箇所) / 日(外税)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・素材の出力は貴社にてご対応ください。 ・用紙は耐水加工を施してください。

※屋外看板の設置を希望される場合には、事前にご相談ください。

※施設内利用状況によっては、設置できかねる場合があります。

※デザインや施工方法は事前審査がございます。

ご利用にあたっての注意事項

■ 展示内容について

施設全体の景観の観点から、会期1ヶ月以上の展示・イベント利用は内容を伺ったうえで、可否を協議させていただきます。

■ 身だしなみについて

スタッフ様は丁寧な接客・清潔感のある身だしなみ・不快感を与えない程度の正装等を心掛けて下さい。あわせて、実施スペース内での休憩および飲食はご遠慮いただき、ゴミはお持ち帰りください。

■ 景観について

展示スペースの整理整頓をお願い申し上げます。

展示区画は、書店ガラス面と接しておりますので、書店内からの景観にもご配慮ください。

■ スタッフ様控室、休憩用スペースについて

控室・休憩用スペースや、荷物をお預かりするスペースはご用意出来かねます。

必要な場合には、貴社にて別途手配いただくか、

代官山 蔦屋書店 3号館2階 SHARE LOUNGE等の施設利用をご検討ください。

SHARE LOUNGEのご案内 <https://store.tsite.jp/daikanyama/floor/shop/share-lounge/>

■ 会期中の音量に関する規制

施設共有部のため、音出しはご遠慮いただきます。

■ 危険物

会場内では、裸火の使用や危険物の持ち込みは禁止とさせていただきます。

もしこれらの使用が必要な場合は、事前に事務局へご相談ください。

また、会場内での展示車のエンジン始動もお控えください。

■ 直接的な造作の取付・施工に関して

床・壁・ガラス面への直接的な造作の取付・施工は禁止しております。

車両タイヤと床面の間には鉄板やアルミ板などを敷き、タイヤ痕が残らないようお願い致します。

※パースやレイアウト、計画施工方法などの情報は事前共有をお願い致します。

■ 変更・中止の場合の補償規定

天災・その他不可抗力の原因により会期の変更・開催の中止によって生じた出展者様及び関係者の損害、

また自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者様及び関係者の損害は補償致しかねます。

■ 夜間留め置きを希望される場合

防犯の観点から、原則夜間の車輛留め置き・展示物設置はご遠慮いただいております。
連日ご利用になる場合には都度、夜間搬出・翌朝搬入いただくか、
夜間の車輛留め置き・展示物設置を希望される場合には、翌朝までの夜間警備スタッフを
貴社にてお手配いただき、立哨警備をお願いします。

■ メディア向け記事をリリースされる場合について

当館の名称の表記など、広報確認が必要ですので、入稿前に内容の情報共有をお願いいたします。
会期中に取材／撮影が入る場合も事前にご相談ください。

■ 飲食物のお取り扱いについて

飲食物のお取り扱いについては、事前にご相談ください。

・ ケータリング

提供内容、方法、対象者等の情報を事前にご共有ください。

テナント様の営業に支障をきたす懸念がある場合、実施の可否を確認いたします。

・ 販売

販売される飲食物、方法、金額、数量等を確認させていただきます。

テナント様の営業に支障をきたす懸念がある場合、実施の可否を確認いたします。

※内容によって保健所や税務署への申請・許可が必要になります。

■ サンプルングについて

企画内容により、条件付きで実施が可能です。一度事前にご相談ください。

対応スタッフの人数、お声がけ方法等については制限を設けております。

■ 駐車券サービスのご利用について

施設駐車場の料金は、1台15分につき400円です。

搬入出を含む催事運営者様の車両の場合は、サービスプランを適用し、上記の25%相当の料金で利用いただけます。

※出庫時の清算ではなく、会場費と合わせて後日のご請求となります。

※出庫・清算後の割引処理は出来かねますので、希望される場合は必ず事前にお申し出ください。

※施設営業時間外の車両の留め置きは原則出来かねます。

屋外スペース 貸出備品

貸出備品

No.	写真	名称	サイズ	数量	金額(税抜)
1		防雨充電式LEDライト	W230 × D65 × H220 (mm) ※8時間稼働	10	¥1,000/台
2		ベルトパーテーション (小)	H500(mm) ベルト有効寸法 最大2200(mm)	8	¥300/本
3		ドラムコード 30m	W230 × D181 × H324 (mm)	相談	¥500/台
4		テント	W2,400 × D2,400 (mm)	相談	¥1,000/台
5		屋外誘導看板 (A3)	施設内利用状況に よっては、 お貸出できかねる 場合があります。	1	¥500/台

貸出備品

- 1 利用を希望される場合は、本番日5日前までに、本概要書の末尾にあります「備品使用申込書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。
- 2 事前にお申込みのない備品の当日利用については、ご用意できかねる場合があります。
- 3 ご利用前に、備品の状態確認をお願い致します。
- 4 事前申込なく当日利用された備品の故障などにより、利用者様の目的が達成されない場合でも、当施設は損失保証いたしかねます。
- 5 貸出料金は、会期の長短に関わらず、会期通しての金額を表記しております。日割計算ではございません。

＜お問い合わせ＞

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

代官山T-SITE メディアプロモーション

担当：今岡・小森 東京都渋谷区猿楽町17-5

HP: <https://store.tsite.jp/daikanyama/floor/shop/garden-gallery/>Tel : 03-3770-1888 Mail: event_daikanyama@ccc.co.jp

イベントスペース利用約款

第1条（適用）

本約款は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する施設である「代官山 T-SITE」（住所：東京都渋谷区猿楽町 16-15「本施設」といいます。）のうち、申込書に記載の場所（以下「対象区画」といいます。）をイベントスペースとして利用することに関し、適用されるものです。

第2条（受付開始日時）

対象区画の利用受付は、使用期間開始日の1年前から申し込みすることができます。

第3条（事前連絡）

対象区画の利用希望者は、予め対象区画管理者に対して、希望日時と対象区画を使用する企画書を、電話又は電子メール等を用いて、事前連絡するものとします。

Mail: event_daikanyama@ccc.co.jp

Tel: 03-3770-1888

第4条（対象区画）

利用できる対象区画は、代官山 蔦屋書店1号館1階と2号館1階の間の通路「メインストリート」、代官山 T-SITE 駐車場内の指定スペースに限ります。該当の対象区画以外の場所や通路、商品販売区画の利用（該当区画をイベントスペースとしての利用や、イベント実施のための物品の設置、人の配置その他一切の利用を含みます。）についてはお断りしています。

第5条（利用契約の成立）

1. 第3条に定める事前連絡を行い、当社から利用者に対して、対象区画を利用可能である旨の通知がなされた場合には、利用者は、本約款に基づき、当社が指定する様式の申込書に利用期間、利用条件その他所定の事項（施工物、設置物のサイズ、デザイン等を含む）を記入し、利用する対象区画を特定した図面を添付の上、対象区画の利用を申し込み、当社が承諾した時点をもって、当該対象区画にかかる利用契約が成立するものとします。なお、利用契約が成立した時点から、利用申込書に定めるキャンセル規定が適用されます。
2. 対象区画の利用は一時的なものであり、また、その利用態様に鑑み、当該対象区画にかかる借地権又は借家権が生じるものではなく、利用者は当該権利の主張をしないことを保証・誓約するものとします。
3. 第1項に定める利用申し込み時に、提出頂けなかった施工物、設置物等については、利用日当日に設置をお断りする場合があります。

第6条（利用の制限）

利用者は、申込書に記載の利用目的及び営業品目に限り対象区画を使用することができます。

ます。

第7条（第三者への転貸）

利用者は、対象区画の全部又は一部を、賃借権及び営業権の譲渡、担保設定、業務委託、転貸又は使用貸借その他名目の如何を問わず、第三者に使用（共同使用を含む）させ、あるいは管理させることはできません。

第8条（利用期間等）

対象区画の利用期間、営業時間及び定休日は、申込書に記載のとおりとします。なお、本約款に基づく対象区画の利用には借地借家法の適用はなく、期間満了後の更新はありません。利用期間の満了により直ちに終了します。

第9条（利用料等）

1. 利用者は、当社の発行する見積書に記載の利用料を当社に支払うものとし、当該利用料には、共益費、水道光熱費が含まれるものとし、
2. 利用料その他本約款に基づき当社が利用者から受領するすべての金員のうち、消費税及び地方消費税の課税対象になるものについては、その金員に消費税及び地方消費税相当額を付加した金額を当社は利用者に対して請求し、利用者はこれを負担するものとし、

第10条（表明保証）

1. 利用者は、当社に対し、対象区画で利用者を取り扱う商品・サービスが、何らの法令にも違反せず、第三者の権利を侵害していないこと、及び対象区画において利用者が当該商品・サービスを販売するにあたり必要な許認可を取得しており、かかる販売を行う店舗を適法に営業できるものであることを表明し、保証します。
2. 利用者は、第三者との間で何らかの問題が発生した場合には、利用者の費用と責任において当該問題を解決し、当社に一切迷惑を掛けないものとし、

第11条（注意義務）

1. 利用者は、本施設の運営管理規則及び当社の指示に従い、対象区画を善良なる管理者の注意をもって管理及び使用し、事故の防止、防災等に万全を期すものとし、なお、本施設の運営管理規則に記載のない事項については、対象区画担当者と協議の上、その指示に従ってください。
2. 利用者は、対象区画で発生した事故又は争いについて、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとし、
3. 当社は、次の各号に定める場合、顧客・従業員等の安全確保及び感染症の拡大防止等のため、その事態が解消されるまでの期間、利用者に対し対象区画における営業の停止その他必要な措置を命ずることができるものとし、利用者はこれに従うものとし、この場合であっても、利用者は営業停止期間における利用料その他の諸費用の一切について支払義務を免れず、当社は、営業停止により利用者が生じた損害について、責任を

負いません。

- (1) 食中毒、インフルエンザ等の感染症等の大流行その他の非常事態が発生した場合
 - (2) 利用者の事業に関し、産地表示、成分表示等の偽装表示等による顧客の信用を著しく損なう事態が生じた場合
 - (3) 対象区画に関し、国や地方自治体から当社等に対し営業停止、休業等の要請があった場合
 - (4) 対象区画における営業が、法令その他のガイドラインに違反するおそれがある場合
 - (5) 前四号に定めるほか、利用者が本物件で営業を継続することにより、当社又は第三者が保有する一切の権利（人の生命、身体、財産を含むがこれらに限られない。）を侵害するおそれがある場合
4. 利用者は、対象区画の運営のために当社から借り受けた什器・備品・機器その他の物品を故障、損壊又は滅失させたときは、当社に対して当該損害を賠償するものとします。

第 11 条の 2（中止時の対応）

1. 第 11 条第 3 項の定めにかかわらず、利用者が利用契約に基づく対象区画におけるイベント（以下「対象イベント」といいます。）を開始するまでの間に、感染症（新型コロナウイルス感染症〔COVID-19〕等を含むが、これに限られません。）の拡大その他の非常事態（以下、総称して「非常事態等」といいます。）の影響を受けて、国や地方自治体からの休業要請又は営業停止等の行政措置により、当社が対象イベントの中止を判断した場合には、利用契約の定めにかかわらず、当該中止期間中に相当する利用契約に定める使用料（キャンセル料を含みます。）は発生しないものとします。
2. 第 11 条第 3 項の定めにかかわらず、対象イベントの開始後に、非常事態等の影響を受けて、国や地方自治体からの休業要請又は営業停止等の行政措置により、当社が対象イベントの中止を判断した場合、当社は、利用契約の定めにかかわらず、実施した日数分の使用料（使用料を利用契約に定める対象区画の貸与日数で除した金額に、実際に対象イベントを実施した日数を乗じた金額をいいます。）のみを請求するものとします。

第 12 条（禁止事項）

利用者は、当社の事前承諾を得ずに次の事項を実施することはできません。また、利用者は、これらにつき、利用者の使用人（雇用形態の如何を問わず、アルバイト等の短期雇用的人员も含む）及び出入り業者にも禁ずるよう厳正に指導・監督するものとします。

- (1) 他人名義での看板の掲出及び電話の架設
- (2) 引火、発火、爆発、震動、臭気、騒音のおそれのある物品等の持込み
- (3) 対象区画以外の場所におけるチラシ等の広告物の配布、勧誘、アンケート、募金、署名活動、商品実演、その他販促活動
- (4) 給配水設備を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- (5) ラジオ、ステレオ、スピーカー等の音で他の賃借人に迷惑をかけること（音量については当社の指示に従うものとします。）
- (6) 本施設の壁面・天井・ガラス面等への直接的な造作の取付け

- (7) 商品の偽装表示その他顧客等の信用を失うおそれのある行為
- (8) 政治・宗教に関連する活動
- (9) 入会・契約を斡旋する行為
- (10) 他の賃借人に迷惑となる行為、及び本施設に損害を及ぼすような行為
- (11) その他本約款又は本施設の運営管理規則で禁止されている行為

第 13 条 (保守管理)

1. 当社又は当社の使用人若しくは当社の指定する者は、本施設の保守管理上必要あるときは、あらかじめ利用者に通知した上で対象区画に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講ずることができるものとします。但し、緊急又は非常の場合、当社は利用者に通知することなく立ち入ることができるものとします。
2. 前項の場合、利用者は当社の措置に協力するものとします。
3. 利用者は利用者の設置した設備の法定点検を、法令等で定める期日までに定期的に行うものとします。また、点検を実施した場合は、その内容・結果を当社に報告するものとします。
4. 貴重品は自己管理でお願い致します。

第 14 条 (不可抗力)

1. 地震、火災、風水害等の災害、盗難、偶発事故その他当社の責に帰することのできない事由による利用者の損害については、当社はその責を負いません。
2. 前項に定める事由によって対象区画の大部分が滅失又は毀損し、対象区画の利用が困難となった場合、利用契約は終了します。

第 15 条 (損害賠償)

利用者は、本約款に違反し当社に損害を与えた場合には、発生した一切の損害を賠償するものとします。

第 16 条 (免責)

1. 会場内での商品等の盗難破損事故及び、第三者に対する対人対物などの賠償事故に関しては、その理由の如何を問わず当社は一切の責任を負いません。なお、万一事故が発生したときは、直ちに当施設へ届け出てください。
2. 会場の利用に際して必要な法令に定められた事項は、利用者の責任と費用負担をもって関係諸官庁へ届出てください。届出不備のためご利用不可能となった場合でも、当施設は一切の責任を負いません。

〔届出の一例〕

○飲食を伴う催事をする場合： 渋谷区保健所 生活衛生課 電話番号 03-3463-2253

○酒類販売業免許申請書：品川税務署 酒類指導官 電話番号 03-3443-4171 (代表)

などその他必要に応じて関係諸官庁にご相談の上、必要な手続きを行ってください。また、許可された届出の複写 1 部を事前に当社へご提出ください。

3. 対象区画内の機材・設備等の故障その他の当社の責に帰すべき事由により、イベントの

開催が中止になった場合であっても、当社は会場利用料金の返還を除き利用者の損失補償等いかなる補償もいたしませんので予めご了承ください。但し当社に故意又は重過失があった場合は、この限りではありません。

第 17 条（明渡し及び造作等の撤去）

1. 利用者は、利用期間が終了した場合、利用者が対象区画に自ら設置した造作物、設備、看板等を撤去するほか、速やかに対象区画を利用者の費用負担で利用開始前の状態に原状回復し、当社に明け渡すものとします。
2. 利用者が前項の明渡しをしない場合、利用者は、利用期間満了時から明渡完了時までの期間における申込書記載の利用料を当社に支払うものとします。
3. 利用者が第 1 項の義務に違反し造作物を撤去しない場合、当社は利用者の費用負担により撤去を代行し、撤去した造作、設備、看板等を任意に処分することができるものとします。

第 18 条（契約解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本約款の各条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正されないとき（第 23 条第 3 項又は第 4 項に基づいて相手方が必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合を含みます。）、又は本約款に定める表明保証が正確若しくは真実でないことが判明したとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、その他これに準ずる国家機関の処分を受けたとき。
 - (3) 破産、特別清算、民事再生若しくは会社更生の手續開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てを為したとき。
 - (4) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 事業を廃止したとき、又は解散の決議をしたとき。
 - (6) 事業、若しくは財産の状況が著しく悪化し、又はそのおそれがあると客観的に認められる相当な理由があり、利用契約の不履行が合理的に予想されるとき。
 - (7) 法令違反又は反道徳的行為があり、これにより利用契約の維持が困難な事態となったとき。
 - (8) その他不信行為又は相手方の信用を失墜する重大な過失があり、本約款に基づく利用契約の履行が困難なとき。
2. 前項の規定により、利用契約が解除された場合において、利用者が当社に対する未履行債務（利用契約に基づくものに限られません。）を有するときは、当然に期限の利益を喪失し、当社に対し直ちに全額を支払うものとします。
3. 第 1 項の規定により利用契約が解除された場合には、利用者は、利用契約の解除により当社が被った損害を賠償するものとします。

第 19 条（イベントの撮影及び利用許諾）

1. 当社は、事前に利用者から承諾を得ることにより、対象イベントの内容を撮影することがあります。
2. 利用者は、当社が前項に基づき撮影した動画（以下「イベント等動画」といいます。）を、有償又は無償で、当社が運営し管理するインターネットサイト（SNS サイト等を含みますが、これらに限られません。）における配信（自動公衆送信、送信可能化な状態などの公衆送信を含みます。）や、当社が管理する施設等において上映を行うことを許諾し、また、これらに必要な範囲での複製、改変、翻案、二次的著作物の創作を行うことを承諾するものとします。
3. 利用者は、当社における前各項に掲げる一連のイベント等動画の利用等に対して、自ら又は第三者をして著作権者人格権を行使しないものとします。
4. 前各項の対価として、当社は、イベント等動画の配信時又は上映に際して、利用者に関する告知を行うなどの宣伝活動を行うものとします。なお、当社は、本項に定める役務の提供を除き、イベント等動画の配信及び上映（これに必要な範囲での複製、改変、翻案、二次的著作物の創作を含みます。）に対する対価は負わないものとします。
5. 本条は、利用契約終了後も引き続き有効に存続するものとします。

第 19 条の 2（申込者によるセミナー動画の使用）

1. 利用者は、イベント等動画を別途当社の承諾なく使用してはならないものとします。
2. 前項の規定は、利用契約終了後も引き続き有効に存続するものとします。

第 20 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、当社の事前の書面による承諾なしに、利用契約上の地位及び利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又は承継させないものとします。

第 21 条（中途解約）

1. 利用者は、利用契約締結日から利用期間開始日までの期間に限り、次項に定めるキャンセル料を支払うことにより、利用契約を中途解約することができます。
2. 利用契約の取り消しについては、ご利用開始日を起算日として、以下のキャンセル料を申し受けます。キャンセルの際は、「変更・解約申請書」に必要事項をご記入の上、当施設へご提出ください。
 - (1) ～ 6 1 日前・・・会場定価料金の 5 0 %
 - (2) 6 0 日前～ 3 1 日前・・・会場定価料金の 8 0 %
 - (3) 3 0 日前以後・・・会場定価料金の 1 0 0 %

第 22 条（守秘義務）

利用者は、対象区画の利用期間中のみならず、利用期間終了後においても、対象区画の利

用に関連して知り得た当社の情報を善良なる管理者の注意をもって取扱い、第三者に譲渡、貸与、漏洩、開示する等その他これらに類する一切の行為をしないものとします。また、利用者は、対象区画利用に関連して、当社のアイデア、企画、コンセプト、ノウハウ、その他これらに類するものを知得した場合、事前の当社の書面による承諾を得ることなく、これらを自ら実施し、他の目的に流用し、又は模倣し、その他これらに類する行為を行ってはならず、また、第三者をして行わせないものとします。

第 23 条（反社会的勢力との関係断絶）

1. 利用者は、自己が反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において説明される「反社会的勢力」をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明、保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、利用者が利用契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」という）の当事者又はその代理人若しくはその締結を媒介した者が反社会的勢力であることが判明した場合には、利用者に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができます。
4. 当社は、利用者の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力であること、又は相手方が資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

第 24 条（準拠法）

本約款及び利用契約は、日本法を準拠法とします。

第 25 条（合意管轄）

本約款及び利用契約に関する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

DAIKANYAMA T-SITE

2023年10月改訂

屋外展示スペース 利用申込書

申込日 年 月 日

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

代官山T-SITE
メディアプロモーション 宛

東京都渋谷区猿樂町17-5
代官山 蔦屋書店 1号館
TEL 03-3770-1888
FAX 03-3770-2727

貴社名	
責任者名	⑧
ご担当者名	
ご住所	
お電話番号	
FAX番号	

「イベントスペース利用約款」および注意事項を遵守し、
以下の条件で代官山T-SITE 屋外展示スペースを利用したく、申し込みいたします。

使用期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
開催期間	年 月 日() ~ 年 月 日()

イベント名称	
企画内容	
取扱品目 (車種・メーカーなど)	
対象区画 (☑)	ご注意
<input type="checkbox"/> メインストリート 通常利用	※お取組みの内容は審査がございます。 事前に企画概要をお知らせ頂き、詳細についてご相談ください。 ※デザインや訴求内容は、弊社のブランディング規定に基づき都度調整頂きます。 ※夜間の車輛留め置き・展示物設置は原則出来かねます。 ※お客様の安全確保に十分ご配慮ください。
<input type="checkbox"/> メインストリート オプション区画利用	
<input type="checkbox"/> A 駐車場 (台分 占有)	
<input type="checkbox"/> B 駐車場 タクシープール横	
<input type="checkbox"/> オプション 貴社手配看板 設置	
有料備品	利用を希望される場合は、別紙「備品使用申込書」をご提出ください。
その他	<input type="checkbox"/> 取材・撮影 <input type="checkbox"/> 有(申請書必要) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他搬入物 _____

支払いサイト	当月 翌月 日締め 翌月 翌々月 日支払い
--------	-----------------------

ご請求先が上記住所と異なる場合は、下記へご記入ください。

住所	
企業名	
担当部署・担当者名	
連絡先	

※当書類の個人情報は利用に伴う各種申し込み時の確認などに利用するものです。

DAIKANYAMA T-SITE

2023年10月 改訂

屋外展示スペース 備品使用申込書

申込日 年 月 日

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

代官山T-SITE
メディアプロモーション 宛

東京都渋谷区猿楽町17-5
代官山 蔦屋書店 1号館
TEL 03-3770-1888
FAX 03-3770-2727

貴社名
責任者名 印
ご担当者名
ご住所
お電話番号
FAX番号

「イベントスペース利用約款」および注意事項を遵守し、
以下の条件で代官山T-SITE屋外展示スペース備品を利用したく、申し込みいたします。

使用期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
開催期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
イベント名称	

■備品の利用について

- ご利用日の5日前までに本申込書にてお申込み下さい。
- 事前に本申込書にてお申込みのない備品の当日利用については、承ることができない場合もありますので、ご注意ください。
- 事前申込なく当日利用された備品の故障によりご利用者様の目的が達成されない場合でも、当施設は損失保証いたしかねます。

No	備品名称	サイズ(mm)・備考	数量	金額(税抜)
1	防雨充電式LED ライト	W230 x D65 x H220	/10	¥1,000/台
2	ベルトパーテーション(小)	H500 ベルト有効寸法:最大2200	/8	¥300/本
3	ドラムコード30m	W230 x D181 x H324		¥500/台
4	テント	W2400 x D2400		¥1,000/台
5	屋外誘導看板(A3)	A3	/1	¥500/台

